

平成29年あきる野市農業委員会 10月総会議事録

平成29年10月24日（火）午前9時30分、平成29年あきる野市農業委員会10月総会は、あきる野市役所5階、503会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和・谷澤俊明・小田川篤雄・嶋崎三雄・田中正治・田中英雄・兵頭勲・小川金二・堀江建夫・田中克博・宮崎恒雄・平野久雄・唐澤啓治・橋本和夫

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

松村敏郎・笹本輝明・坂本博・橋本喜久司・栗原剛・栗原晋二

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 渡辺一彦 ・ 事務局次長 青木邦彰 ・ 事務局 野口創、三浦恵理夏

議事日程

- 第1号議案 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 第2号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

開会 午前9時30分

(事務局長) 皆さん、おはようございます。毎年毎年、異常気象なんて言われていますけれども、日曜日、月曜日と大きな台風が直撃しました。また下の方に、南東のあたりに熱帯低気圧がありまして、またそれが台風になるのではないかと、今日の朝の天気予報で言っていましたけれども、農産物の管理が大変だと思いますが、来月の11日、12日には産業祭があります。品評会もありますので、たくさんの生産物を出品していただければと思いますので、よろしく願いいたします。それではただ今から、平成29年あきる野市農業委員会10月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶をお願いいたします。

(会長) (省略)

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。それでは諸報告、10月12日に谷澤職務代理と堀江経営部会長、小川土地利用部会長に職務代理・部会長研究集会に出席をしてもらいました。諸報告は以上です。それでは本日の署名委員は兵頭委員と谷澤職務代理になりますので、よろしく願いいたします。

(事務局長) ありがとうございます。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしく願いいたします。

(議長) はい。本日の出席委員は農業委員14名、推進委員6名の合計20名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。第1号議案、事務局、説明をお願いします。

(事務局次長) はい。そうしましたら、1ページをご覧くださいと思います。第1号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行なっている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。平成29年10月24日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。では次に、担当の小田川委員より説明をお願いします。

(小田川委員) はい。報告させていただきます。去る10月11日に事務局、小川委員と現地を見て参りました。番号1の場所についてですが、4ページをご覧くださいませでしょうか。地図の上の方になりますが、真ん中の右の方に下草花と書いてありますが、こちらが下草花のバス停でございます。このバス停の北側に地図では空き地となっておりますが、小林クリニックという病院があります。そのちょっと●側になります。現地を視察した結果、看板等の保安全管理基準に関するものはございません。畑についてですが、ネギ、イモ、ノラボウ、ハウレンソウ、ウド等が作付けされておりました。また、空いている部分についても耕してありまして、特に見た限りでは問題はありませんでした。以上です。

(議長) はい。事務局と小田川委員の説明が終わりました。何かご質問はありますでしょうか?・・・よろしいですか?

それでは、ないようなので、番号1の〇〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨の証明については、これを相当と認め、証明をすることにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、証明することといたします。続いて番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。続きまして、番号2を説明させていただきます。

(第1号議案・番号2 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。次に担当の小田川委員より、説明をお願いします。

(小田川委員) はい。この番号2につきましても、10月11日に事務局、小川委員と現地を見て参りました。場所につきましては、やはり4ページになりますが、番号1の道路のだいたい反対側になりますけれども、●●●屋がありまして、その道路向かいあたりに位置をいたします。ここにつきまして現地を見ましたら、やはり看板等の保安全管理基準に関するものはありませんでした。それから畑については、ネギ、ダイコン、ナス、ニンジン、トマト、ニガウリ、ハヤトウリが作付けされておりました。私の畑もすぐ近くなものですから、しょっちゅう、畑で顔を合わせております。特に問題点は見受けられませんでした。

(議長) はい。事務局と小田川委員の説明が終わりました。何かご質問はありますでしょうか？・・・よろしいですか？

それでは、ないようなので、番号2の△△△△さんは、引き続き農業経営を行っている旨の証明については、これを相当と認め、証明をすることにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することといたします。続いて番号3について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。番号3を説明させていただきます。

(第1号議案・番号3 朗読)

以上でございます。

(議長) それでは担当の堀江委員、説明願います。

(堀江委員) はい。地図は5ページをご覧ください。現地は二宮本宿の交差点を高月方面に●●●メートルほど行った、路地を●の方に少し入った所の一画が、屋敷続きの畑になっています。中ほどにブルーベリーが植えてありまして、一応きれいに網で囲ってあるので、一応収穫はしてあるようです。残りの部分は何か作物を作った後、耕耘をしたようになっていまして、畑として何の問題もないように思えました。20日に事務局と一緒に現地の調査をしましたので、問題ないと思います。よろしく申し上げます。

(議長) 事務局と堀江委員の説明が終わりました。質問はございますでしょうか？

ないようですので、番号3の□□□さんは、引き続き農業経営を行っている旨の証明については、これを相当と認め、証明をすることにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、証明することといたします。続いて番号4について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。番号4を説明させていただきます。

(第1号議案・番号4 朗読)

以上でございます。

(議長) それでは続いて担当の笹本委員、説明願います。

(笹本委員) はい。それではご指名でございますので、番号4を説明させていただきます。案内図につきましてはお手元の資料の6ページをご覧ください。現地の調査につきましては、10月20日に行って参りました。申請地につきましては、地図の下の方に森山会館がございます。この●側、細い道の中に入った所なのですが、○○○番につきましては、ハウスが4棟建っております。また残りの部分につきましては、一般的な露地の野菜が耕作されております。この圃場の南側に▲▲さんのご自宅がございます。自宅続きの畑になっております。▲▲さんにつきましては、ファーマーズの会員でございますので、出荷先も安定しておりますので、ハウスの中にはトウモロコシ等が作付けされておりますが、今後とも耕作につきましては不安がございませんので、ご審議の程よろしく願いいたします。

(議長) はい。事務局と笹本委員の説明が終わりました。何か質問はございますでしょうか？

ないようですので、番号4の▲▲▲▲さんは、引き続き農業経営を行っている旨の証明については、これを相当と認め、証明することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することといたします。続いて番号5について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは番号5を説明させていただきます。

(第1号議案・番号5 朗読)

以上でございます。

(議長) 続いて担当の笹本委員、説明願います。

(笹本委員) はい。引き続きご説明させていただきます。案内図につきましては同じく6ページになります。申請地の○△○番でございますが、こちらは自宅続きの●側の畑になりまして、自宅の物置、影等にはミョウガと、あまり陽が当たらない物を作付けしております。あとは露地の野菜を栽培しております。▲▲さんと■■さんはご夫婦でございますので、出荷先等につきましても不安がなく、これからも耕作できると思っておりますので、ご審議の程よろしく願いいたします。

(議長) 事務局と笹本委員の説明が終わりました。何かご質問はございますでしょうか？

ないようですので、番号5の▲▲■■さんは、引き続き農業経営を行っている旨の証明については、これを相当と認め、証明することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することといたします。続いて第2号議案についてですが、○○委員のご親族の案件ですので、一時退席をお願いいたします。

(〇〇委員退室)

(議長) それでは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは2ページをご覧ください。第2号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について。次の申出について、生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明に関する事務処理規程第5条第1項の規定に基づき証明する。平成29年10月24日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。それでは番号1につきまして、担当の平野委員、説明願います。

(平野委員) はい。説明させていただきます。去る10月13日、事務局と田中正治委員と現地を見て来ました。案内図は7ページをご覧ください。市役所の西の道を南に向かって、五日市線の踏切を越えた●●●メートルくらいの●側に現地は位置します。現況としましては、栗畑になっております。下草もちゃんと刈られておりますし、また、出荷した後のいがの処理というのも、ちゃんとされておりましたので、問題ないかと思われま。〇〇〇〇さんは晩年は●●●●●に入っていたのですが、入る前はちゃんと管理されていたというお話です。そして現在は娘さんの△△△△さんが主に管理をしていたという事です。以上です。よろしく願いいたします。

(議長) はい。ただ今、事務局と平野委員より説明をしていただきましたが、何か質問はございますでしょうか？

ないようですので、番号1の〇〇〇〇さんは、農業の主たる従事者であったことを証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することに決定いたします。それでは〇〇委員に入ってください。

(〇〇委員入室)

(議長) それでは続きまして第3号議案についてですが、こちらは△△委員の案件となりますので、△△委員には一時退席をお願いいたします。

(△△委員退室)

(議長) それでは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは3ページをご覧ください。第3号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画については、次のとおり決定する。平成29年10月24日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第3号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。続きまして担当の堀江委員、説明願います。

(堀江委員) はい。それでは8ページをご覧ください。10月20日に事務局と一緒に現地を確認

して参りました。場所は市民体育館の入口の信号を●に行ったバス停のすぐ●側の畑です。すぐ西隣を△△さんが、今、植木を植えておりまして、その続きですので、一緒に植木の生産をするようです。現地は既に耕耘されておりまして、いつでも使用可能な状態になっておりますので、何の問題もないと思います。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と堀江委員より説明をしていただきましたが、何か質問はございますでしょうか？

(谷澤職務代理) あの、この案件に関しては全然問題ないのですが、この現地の東側も相当草があるような畑で、皆さんも分かっていると思うのですが、この利用集積でそのまま△△委員が借りられるようであれば、こちらの方もそういった形で話を進めていかなければいけないのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

(事務局) 今の職務代理のお話なのですが、一応所有者を探して、同じように△△委員に使っていただけるような形で、今、所有者に打診はしているところでございます。まだ最初のさわりの話をさせていただいただけなので、うまくいけば同じようにできるのではないかというのはあるのですが、これは今後交渉を進めていかなければいけないので、事務局としてはそういう考えで進めています。

(議長) 他に何か質問はございませんか？

ないようですので、番号1の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することといたします。それでは△△委員に入室していただきます。

(△△委員入室)

(議長) それでは続きまして専決の報告について、事務局、説明をお願いします。

(事務局) はい。それでは平成29年あきる野市農業委員会10月の総会専決処理について、報告させていただきます。

(専決報告 朗読)

以上でございます。

(小川委員) すみません。質問なのですが、収受101番は団体名になっていますが、会長名などはなくても、受けるだけはいいいという事になるのですか？

(事務局) 一応法人格を取らなければいけないので、認可地縁団体という形で、農地法上は一般の会社も代表取締役がなくても受ける事はできるので、それと考え方は一緒です。特段、会長名はなくても受ける事はできます。今回、申請は会長の名前は入ってなかったので、こちらはそのまま、届出のままの受理通知を出しています。

(小川委員) 法人登記をしていなくても・・・

(事務局) 登記はされています。認可地縁団体の印鑑証明も、書類としてつけていただいております。

(小川委員) 分かりました。

(議長) では、よろしいでしょうか？以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。次回の総会ですが、11月24日(金)、午後2時00分から、JAあきがわ、第2研修室です。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午前10時00分